

天白区ユニバーサルスポーツ用具貸出要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、年齢、性別、障害の有無にかかわらず、誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツに市民が気軽に親しめる機会をつくり、ユニバーサルスポーツの習慣化や健康意識の向上を目指し、天白区が所有するユニバーサルスポーツ用具（以下「用具」という。）の貸出方法等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出対象者）

第2条 用具の貸出対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- （1）名古屋市内在住の者
- （2）名古屋市内在勤または在学の者
- （3）天白区地域力推進課長が特に必要と認めた者

（貸出用具）

第3条 貸出の対象となる用具は別表のとおりとする。

（貸出期間）

第4条 用具の貸出期間は原則7日以内とする。

（貸出及び返却時間）

第5条 貸出及び返却は、天白区役所地域力推進課に来庁し、開庁日である月曜日から金曜日（休日・祝日・年末年始を除く）の業務時間内（午前8時45分から午後5時15分）に行うものとする。

（貸出料金）

第6条 貸出料金は無料とする。

（申込方法）

第7条 貸出を希望する者又は団体（以下「借用者」という。）は、前日までに事前に貸出状況を確認したうえで、「天白区ユニバーサルスポーツ用具貸出申請書」を提出することとする。なお、貸出しは先着順とし、利用を希望する前年度の1月から申込を可能とする。

（貸出の不承認）

第8条 天白区は、次の各号のいずれかに該当する場合は、用具の貸出を承認しない。

- （1）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合
- （2）宗教的活動のための利用と認められる場合
- （3）政治的活動のための利用と認められる場合
- （4）営利を目的とする利用と認められる場合
- （5）その他天白区が使用を不適當と認める場合

（使用者の遵守事項）

第9条 借用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- （1）用具を許可なく第三者に転貸し、または目的外の用途に使用しないこと。
- （2）用具は別表に記載の各用具の使用条件下において使用すること。
- （3）用具を適正に使用、保管し、返却する際は、貸出時に天白区地域力推進課より受領した「天白区ユニバーサルスポーツ用具貸出許可票兼用具確認票」により、用具の状態が貸出し時の内容と同一であることを確認したうえで返却しなければならない。

（用具の事故等）

第10条 借用者は、用具を紛失または破損させた場合の損害は、原則として借用者の負担とする。

2 天白区は用具の貸出期間中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を負わないものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則 この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附則 この要綱は令和6年4月1日から施行する。

別 表

用具名	数量	単位	規格・内容等	使用条件※
ポッチャセット	2	セット	・ボール 13 個 (白 1 個、赤 6 個、青 6 個) ・審判用具 1 セット (パドル 1 個、キャリバー大中小各 1 個、メジャー (3m) 1 個) ・ターゲットマット 1 枚	屋内のみ
ポッチャセットミニ	2	セット	・ボール 13 個 (白 1 個、赤 6 個、青 6 個) ・ターゲットマット 1 枚 ・収納用袋 1 袋 ・説明書 1 枚	屋内のみ
ポッチャ ハーフコートマット	1	枚		屋内のみ
フライングディスク (アキュラシー)	1	セット	・ディスク 40 枚 ・アキュラシーゴール 1 台 (上半円パーツ 1 個、下半円パーツ 1 個、土台パーツ 1 個) ・アシスタントライン 2 本 ・審判用フラッグ 1 本	
モルック	2	セット	・ルール説明書 2 種 ・木製ケース 1 個 ・モルック棒 1 本 ・スキttl 1 2 本 ・モルッカーリ 1 本 ・得点板 1 枚	屋外のみ
卓球バレーセット	2	セット	・ルールブック 1 冊 ・木製ラケット 1 2 本 ・ラケット用袋 1 袋 ・ボール 2 箱 (1 箱 3 個入) ・サポートネットセット 1 セット (説明書 1 枚、ネット 1 枚、クランプ 2 個、L 字支柱 2 本、ネジ 2 個、アンテナ 2 本)	屋内のみ

※使用条件について

使用条件欄に「屋内のみ」または「屋外のみ」と記載のある用具については、その条件のもとでのみご利用ください。

記載のない用具については、屋内外どちらでもご利用いただけます。